

協会けんぽ OSAKA

特定保健指導を活用されていますか？

特定保健指導とは健診を受けた結果、「メタボリックシンドローム」のリスクのある40歳から74歳までの方を対象に行われる健康サポートです。

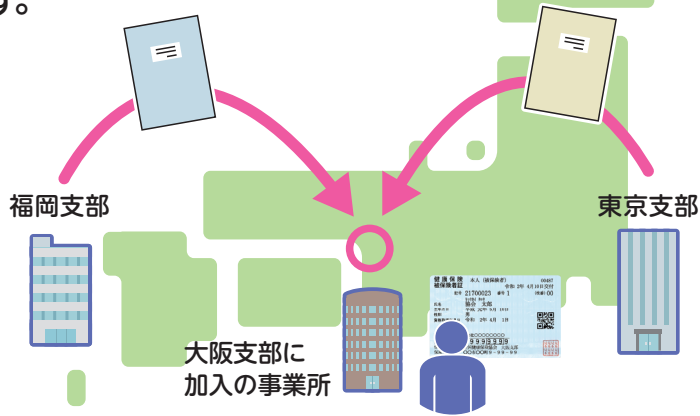
特定保健指導について詳しくはこちら
【2023年度版】協会けんぽ 保健事業
～健康づくりへのサポート～ (YouTube)



特定保健指導の案内はどこから届く？

令和5年10月より特定保健指導のご案内は、**健診機関所在地の協会けんぽ支部**からお送りします。

福岡県の健診機関で受診



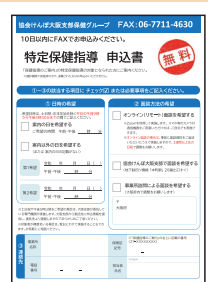
東京都の健診機関で受診

大阪支部から一括の特定保健指導の案内をご希望の場合は、お手数ですが大阪支部までご連絡ください。

お問い合わせ先 大阪支部 保健グループ 電話：**06-7711-4302** ※大阪支部以外に加入している場合はご加入の支部へご連絡ください。

特定保健指導の申し込み方法

- 1 「特定保健指導のご案内」が事業所あてに届きます
- 2 同封している封筒を対象者に配付してください
- 3 日程調整のうえ協会けんぽ各支部へFAXで申し込み
- 4 申し込み後、協会けんぽ各支部または委託事業者から事業所にご連絡し、面談日時・面談方法を確定いたします。



※封筒、申込書は支部によって異なります。

従業員様への健康管理に、ぜひご利用ください

健診後のサポート 医療機関へ受診が必要な方への受診勧奨

健診において、血圧・血糖・脂質の値が高く、医療機関への受診が必要と判定された方で、受診が確認できない方に対して、右図のはがきをご自宅へお送りしています。

その後も医療機関への受診が確認できない場合は、協会けんぽまたは委託事業者(株式会社EPファーマライン)から事業所あてにご連絡させていただくことがあります。



対象となった方への電話の取次ぎ等、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

協会けんぽからの
健診受診後の
大切なお知らせです。

あなたの健康を
お守りするために
お送りしています。

健康を毎日を送るためには
健診結果を踏まえた次の行動が
重要です。
必ず開封して
内容を確認してください。

全国健康保険協会
協会けんぽ

健診受診後の
大切なお知らせです。
必ず開封して
ください。

ごちからから郵送させていただきます。

第三者の行為によるケガで健康保険を使う場合は 「第三者行為による傷病届」をご提出ください

例えばこんなとき…

- 交通事故
- 暴力行為
- 他人のペットにかまれた
- ゴルフやスキーで他人の行為により負傷した



なぜ届出が必要なの？

第三者の行為によりケガをした場合の治療費は、本来、加害者が負担することになりますが、健康保険で診療を受ける場合、協会けんぽが一時的に費用を立て替えて支払うこととなります。

後日、その費用を加害者(または加害者が加入している損害保険会社等)に対して請求するため、「第三者行為による傷病届」の提出が必要となります。

ご注意ください!

工作中や通勤途中のケガの場合は、
健康保険を**使用できません。**

管轄の
労働基準監督署に
お問い合わせ
ください。

示談は
慎重に



治療が終了する前に示談が成立すると、それ以降、健康保険が使用できなくなる可能性があります。示談する前に、必ず協会けんぽへご連絡ください。

「第三者行為による傷病届」
について詳しくはこちら



お問い合わせ

協会けんぽ 大阪 検索



全国健康保険協会 大阪支部
協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル 6F

電話

06-7711-4300 (自動音声案内)

おかけ間違いにご注意ください

受付時間 8:30~17:15まで(土・日・祝日・年末年始を除く)